

## 鹿島高校海外研修チャレンジ事業 募集要領

グローバル化が進展する中、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、多文化理解の精神を身につけた人材の育成が重要となっています。

鹿島市では、こうした人材の育成と、鹿島への愛着心の醸成を目的として、市内唯一の高等学校である鹿島高校を対象に、官学国際交流協定を締結している大韓民国釜山外国語大学校への研修等を支援する「鹿島高校海外研修チャレンジ事業」を実施します。

なお、本事業に対する助成については、鹿島高校海外研修チャレンジ事業助成金交付要綱及びこの要領に定めるところとします。

### 1 対象生徒

鹿島高校に在籍している生徒

### 2 助成対象事業

釜山外国語大学校が実施する語学研修や国際交流等  
(海外滞在期間が1週間以上3か月未満のものに限る)

### 3 助成対象経費

項目	内容
旅費	渡航費、外国内旅費(船賃、鉄道賃、バス乗車賃) ※タクシー乗車賃は原則助成対象外とし、その他の移動手段による移動が困難であることが認められる場合に限り助成対象とする ※研修等のプログラムで定められた活動に係る移動に限り助成対象とする
宿泊費	研修等の参加に係る宿泊費 ※研修等の期間外の前泊及び後泊に係る宿泊費は除く
研修費	研修等の主催者が定める研修費、参加費等 ※費用の納付に係る送金手数料は除く
その他	市長が特に必要と認める経費

※助成金交付には「領収書」が必要となります。

※同じ経費に対して他の公的な補助金・助成金等を重複して受けることはできません。

### 4 助成金額

対象経費の1/2以内とし、一人当たり15万円を上限とする。

### 5 募集定員

5名程度

## 6 応募資格

次のすべての要件を満たす生徒。

- (1) 研修等の出発時において「1 対象生徒」に該当すること。
- (2) 研修等の出発時においてパスポートを所有していること。
- (3) 心身ともに健康である者。
- (4) 次の各号のいずれにも該当しないこと。
  - ① 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
  - ② 暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - ④ 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

## 7 応募書類

出願調書

※鹿島高校から配布された様式を使用してください(鹿島市ホームページからダウンロードも可能)

## 8 書類提出先及び提出方法等

### (1) 書類提出先

鹿島市役所 広報企画課

〒849-1312 鹿島市大字納富分 2643-1

### (2) 提出方法

簡易書留郵便による郵送、または持参により提出してください。

※開庁日時…祝祭日を除く月曜日～金曜日 9時から17時まで

## 9 選考

応募資格を満たす出願者に対して、書類審査を行い、助成対象者を決定します。

## 10 選考結果通知

出願者の出国前までに、在籍校及び本人に通知します。なお、選考結果に関する問合せには回答できません。

## 11 研修等に参加する生徒の義務及び協力依頼事項

- (1) 研修等先においては、社会のルールを遵守し、学業に専念してください。
- (2) 研修等先において、学業を継続する見込みがなくなったときは、速やかに報告してください。
- (3) 研修等に参加した生徒は、帰国後、鹿島市が主催する帰国報告会、体験発表会、意見交換会等への出席、留学等体験記原稿の作成について依頼があった場合は協力してください。
- (4) 研修等に参加した生徒は、帰国後速やかに成果実績報告書を提出してください。  
(帰国後 30 日以内)
- (5) 帰国後数年間にわたり進学先や進路等についての追跡調査やアンケートへの協力を依頼することがあります。

## 12 助成金交付決定の取消し及び助成金の返還

次のいずれかに該当する場合は、助成金交付の決定を取り消し、交付した助成金の全部の返還を求めます。

- (1) 研修等に参加できないことが決定したとき。
- (2) 研修等までに、参加する者としてふさわしくない行為があったとき。
- (3) 出願調書等に虚偽の内容があったとき。
- (4) 研修先等において、学業を継続する見込みがなくなったとき。
- (5) 研修等までに、在籍する学校を退学したとき。
- (6) 「11 研修等に参加する生徒の義務及び協力」について遂行しないとき。

## 13 個人情報

提出された個人情報は、厳正に管理し、本事業の目的以外に利用しません。

## 14 問合せ先

鹿島市役所 政策総務部 広報企画課

電話 0954-63-2101 FAX 0954-63-2129

メール kikaku@city.saga-kashima.lg.jp